

公共施設の

使用料減免を見直します

来年4月1日使用分から変更予定

令和9年4月1日から、公民館など各公共施設の使用料が変わります。
併せて、**使用料の減免制度の適正化に向けた見直しを予定**しています。
公平性を確保し、今後も必要な公共施設を維持していくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

現状の課題

- ▲ 維持管理コストの増
- ▲ 減免分を市税等で負担
→ 利用者と未利用者の公平性に欠ける
- ▲ 全額免除：キャンセル料なし
→ 安易な予約取消
→ 他の利用者の利用機会の損失

見直しの基本原則

- ① 利用者負担**
施設利用の対価＝利用者負担
- ② 一部減免の設定**
減免の必要性等により一部減免
- ③ 全額免除の対象を限定**
市主催・共催などに限定

ご質問やご意見は
市ウェブサイトへ



見直し案

現行の全額免除団体

冷暖房費のみ
(使用料の20%負担)

見直し後

令和9年度から原則冷暖房費を使用料
に含むため、使用料×減免割合で設定

1 地域のための公益的活動を行う団体

75%減免

町内会、子ども会、スポーツ少年団、
地区社会福祉協議会、地区保健委員会、
ボランティア活動団体 など

継続的な公益的活動に配慮し、
最小限の維持管理に係る一部負担を設定します。

午前9時から午後1時まで使用した場合

貸出室	現行	見直し後
会議室	免除	20円
第1和室・実習室	免除	50円
第2・3和室	免除	120円

2 サークル活動、交流・学習活動団体

50%減免

卓球クラブ、麻雀クラブ、詩吟会、
合唱団、ヨガクラブ、自主学習グループ、
保護者会 など

会員同士の活動を目的とする団体です。
現行の公民館免除団体の大半が該当

午前9時から午後1時まで使用した場合

貸出室	現行	見直し後
会議室	免除	50円
第1和室・実習室	免除	100円
第2・3和室	免除	250円

みんなで支えあい、必要な施設を未来へつなぐ

利用と負担の
適正化

公平な利用ルールと適切な負担で
持続可能な行財政運営を目指します

郡山市防災危機管理課

電話 024-924-2161

メール bousaikikikanri@city.koriyama.lg.jp